

工事完成図書の電子納品の試行に係る運用マニュアル

令和8年1月21日

総務部 総務課

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、工事完成図書の電子納品試行要領（以下「試行要領」という。）を補完するものとする。

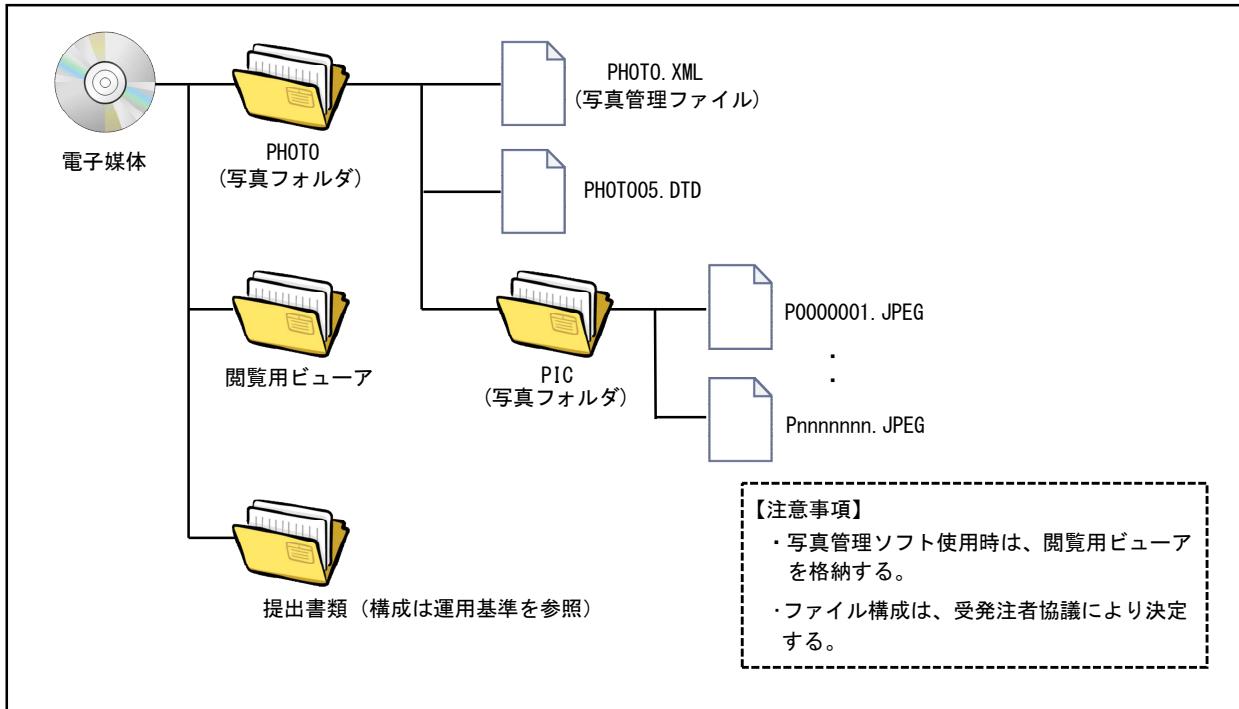
(電子成果品の仕様)

第2条 試行要領及びこのマニュアルに記載のない内容については、次表に掲げる国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「国土交通省要領等」という。）を適用する。

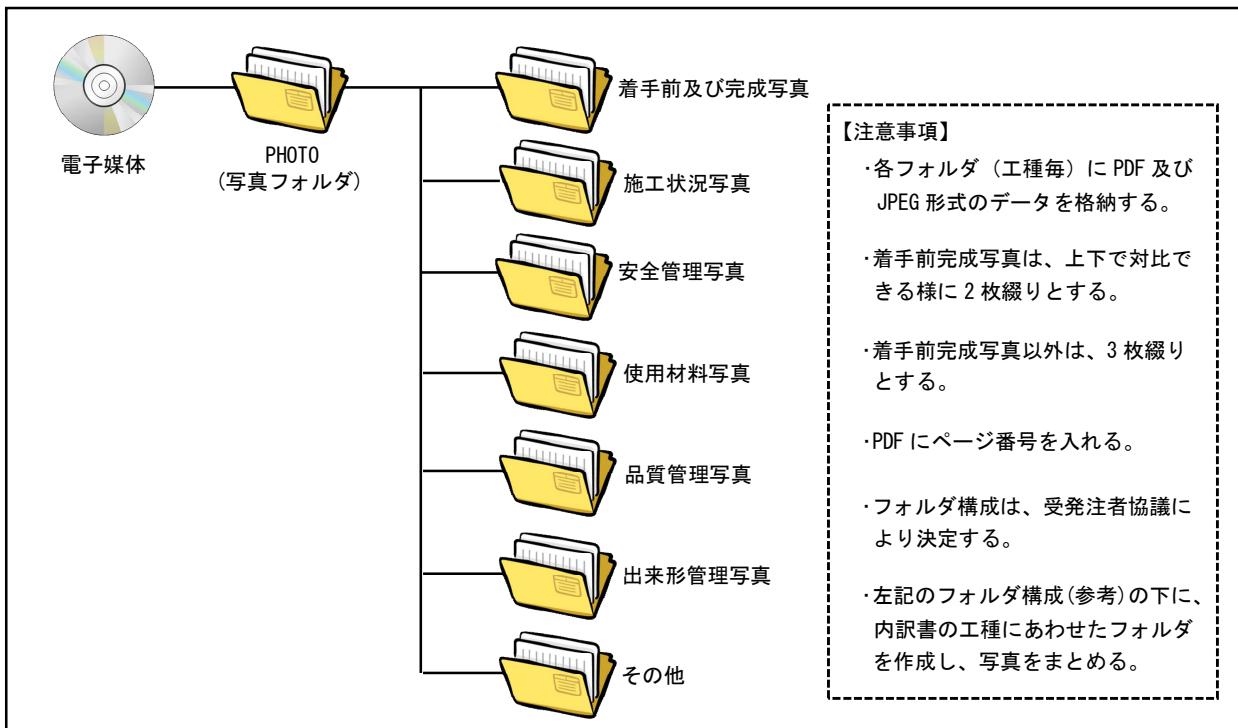
適用する国土交通省要領等
工事完成図書の電子納品等要領（令和2年3月）
デジタル写真管理情報基準（令和2年3月）
電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和2年3月）

2 フォルダ及びファイルの命名については、国土交通省要領等に従うものとし、フォルダ構成は下記のとおりとする。

(1) JPEG形式の場合



(2) PDF形式の場合



- 工事管理項目の「工事番号」は、発注年度及び日向市工事成績評定管理システムにおける工事番号を記載する。例えば、発注年度が令和 7 年度で日向市工事成績評定管理システムにおける工事番号が 123 の場合は、「R 0 7 0 1 2 3」と記載する。
- 工事写真ファイル及び写真管理ファイルの取扱いは、以下のとおりとする。
 - 電子納品の対象は、写真管理基準（平成 22 年 7 月宮崎県県土整備部）の撮影箇所一覧表にある工事写真（写真管理項目の提出頻度の項中「不要」とされているものを除く。）とする。ただし、検査写真は、紙媒体で納品するものとし、電子媒体には格納しないものとする。
 - 工事写真ファイル及び写真管理ファイルは、デジタル写真情報基準に基づき整理する。この場合において、同基準中「写真管理基準（案）」及び「写真管理基準」とあるのは、「写真管理基準（平成 22 年 7 月宮崎県県土整備部）」と読み替えるものとする。
- 電子納品に使用する媒体は CD-R 又は DVD-R とし、1 部納品するものとする。CD-R を使用する場合の論理フォーマットは Joliet とする。DVD-R を使用する場合の論理フォーマットは UDF (UDF Bridge) とする。
- 電子成果品のチェックについては、以下のとおりとする。
 - 受注者は電子媒体に対しウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認の上、納品するものとし、発注者においても、納品された電子媒体のウイルスチェックを行うものとする。
 - ウイルスチェックに使用するソフトの指定は行わない。ただし、ウイルスチェックは常に最新のデータに更新されたものを使用するものとする。
- 電子媒体のラベル面に記載する項目は以下のとおりとする。なお、ラベル面への記入に当たっては、必要事項を直接印刷、または、油性フェルトペンにより記入することとし、印刷したシールを貼り

付ける方法は禁止とする。

- (1) 「発注NO.」 発注年度及び日向市工事成績評定管理システムにおける工事番号を記載する。
例えは、発注年度が令和7年度で日向市工事成績評定管理システムにおける工事番号が123の場合は、「R07-0123」と記載する。

(2) 「工事名称」 契約図書に記載されている正式名称を記載する。

(3) 「作成年月」 工事完成時の年月を記載する。

(4) 「発注者名」 日向市○○○○課と記載する。

(5) 「受注者名」 受注者の正式名称を記載する。

(6) 「何枚目／全体枚数」 全体枚数の何枚目であるかを記載する。

(7) 「ウイルスチェックに関する情報」 ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義年月日又はパターンファイル名は、チェック年月日を記載する。

(8) 「フォーマット形式」 CD-Rの場合は、Jolietを記載する。DVD-Rの場合は、UDF(UDF Bridge)を記載する

8 受注者は、電子媒体をプラスチックケースまたはA4ファイルにファイリング可能なケースに格納して納品するものとする。



(電子成果品の検査)

第3条 電子検査に必要な機器及び電子成果品閲覧用のソフトウェアは、原則として受注者が用意するものとする。ただし、受発注者が協議の上、発注者が用意することを妨げない。

- 2 機器の操作は原則として、発注者が行う。
- 3 検査は、電子媒体に格納したデータで行う。
- 4 完成検査において、電子成果品に修正すべき事項があった場合においては、受注者は、当該箇所を修正した電子成果品を遅滞なく納品しなければならない。

(保管管理)

第4条 発注者は、納品された成果品を当該対象工事の工事完成図書と一体のものとして保管するものとする。

- 2 電子成果品の保管期限については、5年間とする。ただし、発注者が5年間を超えて保存が必要と判断した成果品については、この限りではない。

(その他)

第5条 このマニュアル、試行要領及び国土交通省要領等に記載のない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。